

様式第 1 号別紙

1 補助金申請に関する誓約事項

- (1) 「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」又は「岩国市創生テレワーク移住支援事業」に関する報告又は立入調査について、山口県又は岩国市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業実施要領」及び「岩国市創生テレワーク移住支援事業費補助金交付要綱」に基づき補助金の全額又は半額を返還します。
 - ア 全額の返還
 - (ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (イ) 事業の遂行に関し、岩国市から必要な報告又は適合させるための措置を求められた場合に、それに応じなかったとき。
 - (ウ) 申請日から 3 年未満で市外に転出したとき。
 - イ 半額の返還
 - (ア) 申請日から 3 年以上 5 年以内に市外に転出したとき。

2 個人情報の取扱いについて

山口県及び岩国市は、「やまぐち創生テレワーク移住支援事業」及び「岩国市創生テレワーク移住支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び岩国市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。